

第119回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 日 時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時

▶ 場 所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

▶ 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件(1)
- 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式の発行の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 剰余金の処分の件
- 第5号議案 定款一部変更の件(2)
- 第6号議案 定款一部変更の件(3)
- 第7号議案 取締役7名選任の件

▶ 議決権行使期限

2022年6月27日 (月曜日) 午後5時まで

▶ 目 次

第119回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	38
連結計算書類	67
計算書類	69
監査報告	71

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

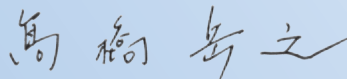
この度社長に就任しました高橋岳之です。前社長が進めてきた「三井E&Sグループ 事業再生計画」を完遂するとともに、成長戦略に基づいた具体的アクションを起こしていくことで、当社を成長軌道に乗せ、持続的発展と企業価値向上を図りたいと存じます。

当期は、黒字体質の定着化に向けての土台固めに取り組んでまいりましたが、当社の持分法適用関連会社における損失により、期初の業績見通しを大幅に下方修正する結果となりました。株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、現在の財務状況を踏まえ、当期の配当は無配とさせていただきます。多大なご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

2023年4月の純粋持株会社体制解消・新体制移行に向けてグループ一丸となり、今ある強み・事業のリソースを核にして事業の幅を広げ、グループの再生と成長に力を尽くしてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長CEO



- 》**企業理念** エンジニアリングとサービスを通じて、人に信頼され、社会に貢献します
- 》**ビジョン**
(目指す姿) 2030年までに、マリンの領域を軸に、脱炭素社会の実現と、人口縮小社会の課題解決を目指します
- 》**経営姿勢** 新しい価値の創造を顧客と共に実現します
健全な財務体質と堅実な利益を追求します
サステナビリティの課題解決を推進します
- 》**行動規準** シンプル、ユニーク、プラクティカルな製品やサービスに挑戦します

「本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止についてのご案内」

本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下のとおりご連絡いたします。何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1 株主様へのお願い

- ・ 5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、極力、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ 当日のご来場を希望される株主様におかれましては、最新の感染状況、政府・地方自治体の発表内容をご確認のうえ、ご自身の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくことをご検討ください。特に基礎疾患がある方、ご高齢の方は慎重なご判断をお願い申し上げます。

2 ご来場される株主様へのお願い

- ・ 本総会会場では、会場受付前でのアルコール消毒、検温及び会場内におけるマスク着用など、感染拡大防止のため当社が実施する措置へのご協力をお願い申し上げます。なお、マスク着用にご協力いただけない株主様、発熱、咳等の症状がある株主様には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ 本総会会場では、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない可能性がございます。このため、満席となった場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。

3 当社の対応について

- ・ 本総会に出席する当社役員等及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 本総会においては、議事の時間を短縮し、議場での報告事項及び決議事項の説明は最小限とさせていただきます。当日ご出席される株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご高覧いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 上記のほか、感染拡大防止のため、その他必要な措置を講ずる場合がございます。

株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長 高橋岳之

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、**2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

-
- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件(1)
第2号議案 第三者割当によるA種優先株式の発行の件
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第4号議案 剰余金の処分の件
第5号議案 定款一部変更の件(2)
第6号議案 定款一部変更の件(3)
第7号議案 取締役7名選任の件 |

以 上

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ **本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2頁記載の対策を実施させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。**

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方

会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

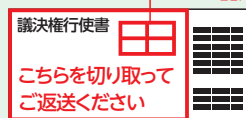
2022年6月28日（火曜日）
午前10時

株主総会にご出席されない方

郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議案の賛否をご記入ください



行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

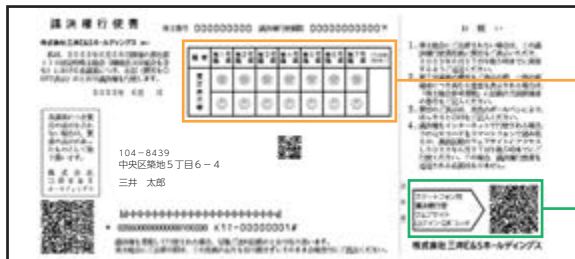
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案～第6号議案】

- ・賛成の場合 **【賛】** の欄に○印
- ・反対の場合 **【否】** の欄に○印

【第7号議案】

- ・全員賛成の場合 **【賛】** の欄に○印
- ・全員反対の場合 **【否】** の欄に○印
- ・一部の候補者に反対の場合
「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※ 「スマート行使」に必要なQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

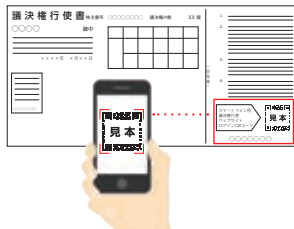
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承願います。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

☑ パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙裏面に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

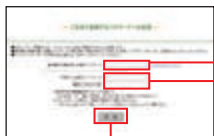
- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

第1号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

本株主総会の第2号議案「第三者割当によるA種優先株式の発行の件」で取り上げるA種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する定款規定を新設するものであります。

A種優先株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式の発行の件」をご参照ください。

なお、当該定款一部変更は、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式の発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、以下の変更の内容には、第5号議案「定款一部変更の件(2)」及び第6号議案「定款一部変更の件(3)」の変更内容は含まれておらず、それらの変更内容につきましては、第5号議案「定款一部変更の件(2)」及び第6号議案「定款一部変更の件(3)」をご参照ください。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。	第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が1億5千万株、A種優先株式が1,800万株とする。</u>
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。	第8条 (単元株式数) 当社の <u>普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>
第9条～第12条 (条文省略)	第9条～第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第2章の2 A種優先株式 第12条の2 (剰余金の配当)
(新 設)	<p><u>(A種優先配当金)</u></p> <p>当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（本条第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。</p> <p>2. <u>(A種優先配当金の金額)</u></p> <p>ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に7.80%を乗じて算出される額とする。ただし、2023年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2023年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
---------	-------

3. (累積条項)

ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率7.80%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

4. (非参加条項)

当社はA種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第12条の3（残余財産の分配）</u> <u>（残余財産の分配）</u> 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、本条第2項に定める金額を支払う。</p> <p><u>2.（残余財産分配額）</u> A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（第12条の5第2項に定義する。ただし、第12条の5第2項に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。</p> <p><u>3.（非参加条項）</u> A種優先株主等に対しては、前2項の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。</p>
(新 設)	<p><u>第12条の4（議決権）</u> <u>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</u></p> <p><u>2. 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>3. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項および第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第12条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）） <u>（償還請求権の内容）</u> A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、本条第2項に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</p> <p>2.（償還価額） A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累積未払優先配当金および償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（本項第1号に定義する。）とする優先配当金日割計算額（本項第2号に定義する。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(1) 「日割計算基準日」とは、償還請求または強制償還（第12条の6に定義する。）に従ってA種優先株式を取得する日をいう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。）（ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。</p> <p>3. <u>（償還請求受付場所）</u> 東京都中央区築地五丁目6番4号 株式会社三井E&Sホールディングス</p> <p>4. <u>（償還請求の効力発生）</u> 償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時または償還請求書に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第12条の6 (金銭を対価とする取得条項(強制償還)) <u>当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額(ただし、第12条の5第2項に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。)に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる(この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)</u>。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当社の取締役会において決定する。</p>
(新 設)	<p>第12条の7 (株式の分割、併合等) <u>当社は、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u> <u>2. 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>3. 当社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新 設)	<p>第12条の8 (譲渡制限) <u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u></p>

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. 及び2. に記載の理由により、下記3. に記載の要領にて、株式会社SMB Cキープ・パートナーズ（以下「SMB Cキープ・パートナーズ」といいます。）が出資するファンドであるSMB C C P投資事業有限責任組合1号（以下「本A種優先株式割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）の発行（以下「A種優先株式第三者割当」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、A種優先株式第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件とします。また、2022年3月31日付で当社と本A種優先株式割当予定先が締結した投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において、本A種優先株式割当予定先によるA種優先株式に係る払込みは、本株主総会において、第1号議案から第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

1. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループは、主として船舶、海洋開発、機械、エンジニアリングの4つの事業を柱として、事業を展開しておりますが、エンジニアリング事業の海外EPCプロジェクトで大規模な損失が発生したことによる財務基盤の毀損、及び造船事業などの既存事業の収益低迷を受け、自己資本の回復や資金の確保、不採算事業からの撤退、並びに成長事業の育成が必要という認識のもと、2019年5月に「三井E&Sグループ 事業再生計画」（以下「事業再生計画」といいます。）を策定いたしました。その後、2020年8月の「2020年度中期経営計画」（以下「現中計」といいます。）の策定を経て、当社グループは、事業の集中と協業を明確にし、アライアンスによる市場創出を進めるとともに、「全ての機械にデジタル価値を付加する企業」を目指す姿として、従来型のフロー型ビジネスから、長期的に収益を上げられるストック型ビジネスへの転換を進めております。

かかる状況の中、当社グループは、事業規模及び従業員規模のスリム化について総力を挙げて取り組んできており、2018年度以降の期間において、造船事業の再編をはじめとする総額約1,000億円規模のノンコア事業・資産の売却を実行した他、従業員規模のスリム化についても進めてきたところです。こうした事業再生計画の進捗を受け、当社グループは、今後は、持続的な成長を可能にする成長機会の取り込みと安定収益体質への変革を図っていく所存です。当社グループの成長機会としては、具体的には以下のように考えております。

第一に、船用推進システム事業及び港湾物流システム事業におけるグリーン化に注力していきます。足許、国際海運においては、環境規制強化の機運（*1）が急速に高まっており、当社グループでは、そうした国際的、社会的な環境負荷軽減に関する要請に対応すべく、必要な投資を積極的に行っていく所存です。具体的には、船用推進システム事業では、当社グループはこれまで、環境負荷が比較的低いとされるガス燃料を動力源とした船用エンジンの実用化に向けて業界に先駆けて実船投入を行い、ラインナップの拡充に取り組んでおりましたが、今後は、アンモニア等のグリーン燃料の早期実用化を牽引していくことが世界トップクラスのシェアを担う当社グループのミッションであるとの強い自覚を持

ち、事業開発投資を加速していきます。また、港湾物流システム事業では、当社グループは、世界で初めて環境負荷が低いハイブリッド型トランステーナ（*2）を市場投入しており、今後は、開発済みである環境負荷のより低いNZE（ニアゼロエミッション）タイプの普及を進めるとともに、ZE（ゼロエミッション）の達成に向け、燃料電池を動力源とする新たなタイプについても鋭意開発を進めていきます。

第二に、船用推進システム事業及び港湾物流システム事業におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）化を推進してまいります。船用推進システム事業では、Predictive Maintenance（DX活用により、稼働中のエンジンデータを元に故障・修理が必要なタイミングを予測すること）を活用したサービス体制の強化に向けた事業開発投資を行ってまいります。また、港湾物流システム事業では、港湾クレーンの遠隔操作やターミナル等の自動化技術の進展・早期実用化を見据えた事業開発投資を加速していきます。両事業においてサービス領域を拡大・強化し、船舶機関と港湾サービスが連携するストック型デジタルサービスを提供することで、当社グループは、従来型のフロー型ビジネスから、ストック型ビジネスへの転換を図り、安定収益体質への変革を加速してまいります。

なお、当社グループでは、上記の各施策をより強力に推進するため、当社グループ組織の再構築についても進めております。2022年3月31日付「（開示事項の経過）完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）及び商号変更に関するお知らせ」のとおり、当社グループの戦略立案・実行スピードを上げ、成長戦略推進と経営効率化を一層推し進めていく所存です。また、当社は、2023年4月1日付（予定）で商号を「株式会社 三井E&S」（予定）に変更する予定です。当社グループ組織の再構築に伴い、当社グループは、今後の目指していく姿勢や事業ドメインに沿って商号の「E」と「S」に込める意味を見直しており、新しい商号の「E&S」には、「Engineering & Services for Evolution & Sustainability」の意味合いがあり、当社グループが社会の進化と持続を目指しエンジニアリングとサービスに注力することで、企業価値の持続的向上を図る企業姿勢を込めております。さらに、当社グループは、こうした取組みを加速すべく、現中計期間の最終年度を待たず、新たな中期経営計画である「2023年度中期経営計画」を前倒しで策定し、2022年5月13日に公表しました。

このような背景から、当社グループは、上記のようなこれまで行ってきた各施策の効果の具体化やさらなる成長機会の取り込みに必要な資金を調達するとともに、自己資本を増強し財務健全性の向上を図ることが重要であると判断いたしました。当社グループは、今般の資金調達が、将来的な企業価値向上につながることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

*1：一例として、2018年4月、国際海事機関にて、2030年までに2008年比で単位輸送当たり排出量40%以上改善、2050年までに2008年比で温室効果ガス総排出量50%以上削減の目標を採択。

*2：当社グループが技術提携するPACECO®のコンテナ用ヤードクレーンの登録商標。

(2) A種優先株式第三者割当を選択した理由

当社は、既存株主の利益に配慮しながらも、上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、自己資本を増強し財務健全性の向上を図るとともに、船用推進システム事業と港湾物流システム事業のグリーン化及びDX化といった成長機会の確実な取り込みと安定収益体質への変革を目指す上で、長期的かつ安定的な資金による事業運営及び投資が望ましいと考え、A種優先株式第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達手法について比較検討を行いました。

その結果、以下に記載したA種優先株式の特徴を踏まえ、当社は、A種優先株式の発行が、上述の方針に適った、当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議しました。

ア A種優先株式の特徴

- (ア) A種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておらず、既存株式の希薄化が生じません。
- (イ) 財務体質の強化により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれます。
- (ウ) A種優先株式について、金銭を対価とする取得請求権が付されているものの、2027年6月30日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当するときに限り、行使可能とすることを本投資契約に定めていることから、短期間での行使は想定されておりません。
- (エ) A種優先株式については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付与されておらず、株主構成に影響を与えるものではありません。

イ A種優先株式の留意事項（デメリット）

- (ア) A種優先株式の配当支払及び金銭を対価とする償還請求に伴い、一定のキャッシュフローの流出が見込まれます。

ウ A種優先株式第三者割当と他の資金調達方法との比較

- (ア) 公募増資による当社普通株式の発行は、多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、準備にあたって一定の時間を要する上、同時に1株当たり利益の希薄化も発行時に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。
- (イ) 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も発行時に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- (ウ) 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「MSCB」といいます。）は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- (エ) 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライ

ツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

(オ) 社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれ、安定的に事業戦略を推進したいという当社のニーズに合致しません。一方、A種優先株式第三者割当は資本性調達であるため、財務健全性の向上が見込まれます。

(3) 本A種優先株式割当先を選択した理由

当社は、これまで、メインバンクをはじめとした取引金融機関との間で、事業再生計画や現中計の実施状況について協議し、コミットメントライン契約や融資の継続など支援を頂いておりますが、そのような中で、当社取引銀行である株式会社三井住友銀行の子会社であり、また本A種優先株式割当予定先の業務執行組合員であるSMB Cキャピタル・パートナーズよりA種優先株式の引受けについての提案を受領しました。SMB Cキャピタル・パートナーズは、当社取引金融機関の子会社であり、当社の経営理念や事業方針のほか、財務健全性を向上させつつ、持続的な成長を可能にする成長機会の取り込みと安定収益体質への変革を可能とするというA種優先株式第三者割当の趣旨についても深く理解を頂いたことから、本A種優先株式割当予定先への割当てを決定しました。

なお、当社は、本投資契約において、本A種優先株式割当予定先との間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

ア 払込義務の前提条件

大要、以下の事項が、本A種優先株式割当予定先によるA種優先株式に係る払込義務の履行の前提条件とされています。

- (ア) 本投資契約上の当社の表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
- (イ) 本投資契約の当社の義務が重要な点において履行又は遵守されていること
- (ウ) 当社において、(i) 第1号議案に係る定款一部変更、(ii) A種優先株式第三者割当（有利発行）、及び(iii) 本資本金等の額の減少（第3号議案において定義されます。）に係る各議案を承認する定時株主総会決議が適法かつ有効に行われており、これらの決議及び手続が変更又は撤回されることなく維持されていること
- (エ) 本資本金等の額の減少の効力を発生させるために払込期日までに必要な一切の手続が完了していること及び払込期日において本資本金等の減少の効力が発生することが確実であることが合理的に見込まれること
- (オ) 当社が、金融商品取引法その他の法令に基づきA種優先株式第三者割当について臨時報告書を提出していること
- (カ) 司法・行政機関等に対して、A種優先株式発行を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、A種優先株式発行を制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと

- (キ) 当社及び当社の子会社を当事者とする契約のうち、当社及び当社の子会社が自らの事業を行うために必要不可欠な契約等において、当社又は当社の子会社による債務不履行事由等が発生しておらず、かつ、当該債務不履行事由等が生じる具体的なおそれも存在しないこと
 - (ク) 本投資契約の締結日以降、当社及び当社の子会社の資産、経営若しくは財務状態又は将来予想に重大な悪影響を及ぼす事象が生じておらず、かつ、これらの事象が生じる具体的なおそれがないこと
 - (ケ) (i) 天災・戦争・テロの勃発、(ii) 電気・通信・各種決済システムの不通・障害、(iii) 東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由又は(iv) その他本A種優先株式割当予定先の責によらない事由のうちこれによりA種優先株式引受け若しくは払込みの実行が不可能若しくは著しく困難となったと客観的に認められる状況が発生していないこと
- イ 当社の遵守事項
- 当社は、大要、以下の事項を、本A種優先株式割当予定先に誓約しております。
- (ア) 当社において、一定の事項（会社法第322条第1項第1号に掲げる定款の変更、A種優先株式と同じ種類のA種優先株式の発行若しくは自己株式の処分、自己株式の取得、資本金又は準備金の増加又は減少、剰余金の配当、倒産処理手続の中立て等、上場廃止申請、事業計画の変更等）を決定又は実施しようとする場合には、本A種優先株式割当予定先の事前の書面による同意（但し、本A種優先株式割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保しないものとする。）を取得すること、新たな事業計画を策定する場合には本A種優先株式割当予定先と協議の上、承諾を得ること（但し、本A種優先株式割当予定先は、当社の策定した事業計画の素案を尊重しなければならず、これに対する承認を不合理に留保又は拒絶しないものとする。）
 - (イ) 当社がA種優先株式の全てをA種優先株式発行要項及び本投資契約に従って取得するまでの間、金融機関から当社に対して本A種優先株式割当予定先が合理的に満足する内容の金融支援が実施されるよう、最大限努力すること
 - (ウ) 払込期日以降の各四半期末時点において、A種優先株式の全てについて当社によるA種優先株式の取得が行われたと仮定した場合に、当社がA種優先株式の取得と引換えに交付すべき金額の総額以上の分配可能額を創出及び維持するとともに、必要な現金を確保するよう最大限努力すること、また、払込期日以降の各四半期末時点における当社グループの連結貸借対照表における純資産額を、2022年3月末日時点の当社グループの連結貸借対照表における純資産額の30%相当額以上に維持すること
- ウ 金銭を対価とする取得請求権の行使制限
- 本A種優先株式割当予定先は、2027年6月30日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当するときに限り、A種優先株式について金銭を対価とする取得請求権を行使することができるものとされています。
- エ 金銭を対価とする取得条項の行使制限
- 当社は、2023年6月30日までの間、A種優先株式について金銭を対価とする取得条項を行使することができません。

2. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、A種優先株式第三者割当における公正性を期すため、当社及び本A種優先株式割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対してA種優先株式の評価を依頼し、プルータス・コンサルティングより、2022年3月30日付で株式会社三井E&SホールディングスA種優先株式評価報告書（以下「本A種優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。プルータス・コンサルティングは、A種優先株式の評価手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、A種優先株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮した上で、一定の前提の下、A種優先株式の評価を行っております。本A種優先株式評価報告書においてA種優先株式の価値は1株あたり400.6円～501円とされております。

当社は、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果を考慮した上で、本A種優先株式割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、当社として条件面も含め合理的と判断する内容で本A種優先株式割当予定先との合意に至り、A種優先株式の払込金額を1株あたり500円と決定いたしました。当社としては、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、A種優先株式の発行条件が上記「1. 募集の目的及び理由 (1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおりの上記の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で本A種優先株式割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、A種優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しておりますが、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が本A種優先株式割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を18,000,000株発行することにより、総額9,000,000,000円を調達いたしますが、前述したA種優先株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

さらに、A種優先株式には株主総会における議決権がなく、かつ、当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されておられません。したがって、A種優先株式第三者割当により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはない判断しております。

3. 募集事項の内容

- (1) 募集株式の種類及び数
A種優先株式 18,000,000株
- (2) 募集株式の払込金額
1株につき、500円
- (3) 払込金額の総額
9,000,000,000円
- (4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額
増加する資本金の額 4,500,000,000円
増加する資本準備金の額 4,500,000,000円
- (5) 払込期日
2022年6月30日
- (6) 発行方法
第三者割当の方法により、SMBCCP投資事業有限責任組合1号に全株式を割り当てます。
- (7) 募集株式の内容
A種優先株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるため、A種優先株式の発行と併せて、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）。

なお、本資本金等の額の減少については、第1号議案「定款一部変更の件(1)」及び第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決され、A種優先株式第三者割当に係る払込みが行われることを条件といたします。

2. 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額	46,884,954,321円
増加するその他資本剰余金の額	46,884,954,321円
資本金の額の減少がその効力を生ずる日	2022年6月30日

(注) A種優先株式発行後の資本金の額（48,884,954,321円以上となることを条件とします。）を46,884,954,321円減少するものです。

3. 資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額	22,154,033,402円
増加するその他資本剰余金の額	22,154,033,402円
資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日	2022年6月30日

(注) A種優先株式発行後の資本準備金の額（22,654,033,402円以上となることを条件とします。）を22,154,033,402円減少するものです。

第4号議案 剰余金の処分の件

第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」に係る資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件として、会社法第452条の規定に基づき、かかる資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少により増加する其他資本剰余金の一部につき、以下のとおり繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当することといたします。

減少する剰余金の項目及びその額	其他資本剰余金：60,015,597,395円
増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金：60,015,597,395円
剰余金の処分がその効力を生ずる日	2022年6月30日

第5号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

当社グループは、2018年4月に純粋持株会社体制に移行して以来、グループ競争力強化や成長促進を図るべく取り組んでまいりました。2019年度から開始した「三井E&Sグループ 事業再生計画」に基づき、「資産及び事業の売却案件の実行」、「事業構造の改革及び、協働事業に関する他社との協業の促進」等の各施策を進めた結果、現体制の下で各施策の大胆な実行、及び選択と集中の促進など、事業再生計画の達成に一定の目途が付けられる状況に至りました。

かかる状況の下、今後の成長と収益力向上のためには、当社グループの主力事業を担う当社100%子会社の株式会社三井E&Sマシナリー（以下「マシナリー社」といいます。）と当社のグループ経営機能との距離を縮め、一体となり戦略立案・実行スピードを上げる新体制に移行し、成長分野を機軸にグループの組織体制を変更することが最適であると判断しました。

具体的には、成長戦略推進と経営効率化を図るべく、2023年4月1日（予定）をもって、現在の純粋持株会社体制から事業持株会社体制へ移行し、今後の成長戦略の中心となるマシナリー社と、コーポレート業務を担う当社100%子会社の株式会社三井E&Sビジネスサービスを、当社に吸収合併する予定です（以下「本件吸収合併」といいます）。

これに伴い、当社の商号及び事業目的を変更するため、本件吸収合併の効力発生を条件として、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。また、第1号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生した場合は、本件吸収合併の効力発生を条件として、第1号議案に基づく変更後の定款の第12条の5第3項（償還請求受付場所）を、上記の第1条及び第2条の変更と併せて変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、本件吸収合併の効力発生を条件として、本件吸収合併の効力発生日に変更の効力が生ずるものいたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は株式会社三井E&Sホールディングスと称し、英文ではMitsui E&S Holdings Co., Ltd.と表示する。</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>1. 当社は次の事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。) その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)~(31) (条文省略)</p> <p>2. 条文省略</p>	<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は株式会社三井E&Sと称し、英文ではMITSUI E&S Co., Ltd.と表示する。</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>1. 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。) その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)~(31) (現行どおり)</p> <p>2. 現行どおり</p>

また、1. 変更の理由に記載のとおり、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生した場合は、第1号議案に基づく変更後の定款の第12条の5第3項 (償還請求受付場所) を、本件吸収合併の効力発生を条件として、本件吸収合併の効力発生日に次のとおり変更するものいたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

変 更 前 定 款	変 更 案
<p>第12条の5 (金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権))</p> <p>1. ~2. (条文省略)</p> <p>3. (償還請求受付場所)</p> <p>東京都中央区築地五丁目6番4号 株式会社三井E&Sホールディングス</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>第12条の5 (金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権))</p> <p>1. ~2. (条文省略)</p> <p>3. (償還請求受付場所)</p> <p>東京都中央区築地五丁目6番4号 株式会社三井E&S</p> <p>4. (条文省略)</p>

(注) 「変更前定款」は、本総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生した場合の内容を記載しております。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

1. 変更の理由

- (1) 第5号議案に記載の純粋持株会社体制の解消後を見据え、より機動的かつ柔軟な経営体制を構築するため、現行定款第15条、第23条及び第24条の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集してその議長となる。社長に支障があるときは<u>予め取締役会の定める順序によって、他の代表取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第15条 (議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役</u>に支障があるときは<u>予め取締役会の定める順序によって、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>第23条 (代表取締役、役付取締役等)</p> <p>取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により<u>会長および社長 (取締役会長および取締役社長を含む) 各1名、副社長 (取締役副社長を含む) および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>第23条 (代表取締役、役付役員等)</p> <p>取締役会は、その決議により<u>取締役の中から代表取締役若干名</u>を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により<u>役付役員等 (会長、社長および副社長を含む)</u>を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の招集権者および議長） <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは取締役会長に支障があるときは取締役社長がこれに代わる。取締役社長が在任しないときまたは取締役社長にもまた支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第25条～第41条（条文省略） （新 設）</p>	<p>第24条（取締役会の招集権者および議長） <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会が定める議長が招集する。議長に支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の取締役がこれに代わる。</u></u></p> <p>第25条～第41条（現行どおり） 附 則</p> <p><u>第1条（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則第1条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後、これを削除する。</u>

第7号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の監督機能強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2021年度取締役会出席状況
1	おか りょういち 岡 良一	取締役会長	再任	19回／19回 (100%)
2	たかはし たけゆき 高橋 岳之	代表取締役社長 CEO、CCO、全般統括、成長事業推進室及び監査法務部担当	再任	13回／13回 (100%) ※
3	まつむら たけつね 松村 竹実	代表取締役副社長 社長補佐、CSO、CISO、エンジニアリング事業管理室、経営企画部及び人事総務部担当	再任	19回／19回 (100%)
4	まつばら けいご 松原 圭吾	代表取締役副社長 社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当	再任	19回／19回 (100%)
5	たなか としかず 田中 稔一	社外取締役	再任 社外 独立役員	19回／19回 (100%)
6	はが よしお 芳賀 義雄	社外取締役	再任 社外 独立役員	19回／19回 (100%)
7	ながた はるゆき 永田 晴之		新任 社外 独立役員	

※取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

(ご参考) 各取締役候補者に特に期待するスキル・専門分野

当社は、取締役候補者を選定・決定するに当たり、当社グループの事業及び経営管理に精通した一定数の社内取締役を確保しつつ、多様性についての時代の要請にかなうべく、他の業態において豊富な経験を有する社外取締役を招聘することにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するように努めております。

当社では、取締役に対して特に期待するスキル・専門的分野を以下6項目としております。

- (1) 企業経営 (2) 国際経験 (3) 財務・M&A
- (4) 法務・監査 (5) マーケティング (6) 技術・IT

各取締役候補者に特に期待するスキル・専門的分野を可視化したスキル・マトリックスは、下表のとおりです。

企業経営	国際経験	財務・M&A	法務・監査	マーケティング	技術・IT
●	●		●		●
●	●		●	●	
●	●	●			●
●	●	●			
●	●	●		●	
●	●	●			●
●		●	●		

候補者番号 1

おか りょう いち
岡 良一

(1958年10月8日生)

再任



略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	当社入社	2018年 6月	当社取締役退任
2014年 4月	理事、機械・システム事業本部テクノサービス事業室長	2019年 4月	社長、COO、CISO、経営企画部担当
2015年 4月	執行役員	2019年 6月	代表取締役、監査部担当
2016年 4月	機械・システム事業本部副事業本部長 (産業機械担当)	2019年11月	エンジニアリング事業管理室担当
2017年 4月	常務執行役員、機械・システム事業本部長	2020年 1月	CEO
2017年 6月	取締役	2021年 4月	成長事業推進室担当
2018年 4月	(株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長	2022年 4月	取締役会長、現在に至る。 三井海洋開発(株)社外取締役、現在に至る。

所有する当社の株式数
10,500株
取締役在任期間
4年
取締役会出席状況
19回/19回
(100%)

取締役候補者とした理由

岡 良一氏は、2019年の当社社長就任以来、事業再生計画をリーダーシップをもって推進し、当社グループの業績回復に取り組んでまいりました。当社グループのガバナンス強化及び経営全般に対する監督の実効性確保のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

三井海洋開発(株)社外取締役

候補者番号 2

たか はし たけ ゆき
高橋 岳之

(1964年10月9日生)

再任



略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役
2007年10月	鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長	2020年 6月	取締役退任
2012年 6月	機械・システム事業本部運搬機システム営業部長	2021年 3月	三井海洋開発(株)取締役
2015年 9月	経営企画部主管	2021年 4月	当社成長事業推進室長兼人事総務部長
2015年10月	経営企画部グローバル戦略企画室長	2021年 6月	取締役、CCO、監査法務部担当、現在に至る。
2016年10月	企画本部経営企画部戦略企画室長		人事総務部担当
2018年 2月	機械・システム事業本部事業本部長補佐	2021年11月	三井海洋開発(株)社外取締役
2018年 4月	(株)三井E&Sマシナリー執行役員	2022年 4月	当社代表取締役社長、CEO、全般統括、成長事業推進室担当、現在に至る。
2019年 4月	同社代表取締役社長		

所有する当社の株式数
4,100株
取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
13回/13回
(100%)

取締役候補者とした理由

高橋岳之氏は、国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力、並びに(株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長としての経験を通じて培った優れた経営能力を有しております。成長事業の育成及び当社グループの発展を牽引するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3

まつ むら たけ つね
松村 竹実

(1967年5月25日生)

再任



略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 3月 三井海洋開発(株)取締役
2019年 3月 当社経営企画部長

2020年 6月 取締役、CISO、経営企画部担当、現在に至る。
2022年 4月 代表取締役副社長、社長補佐、CSO、エンジニアリング事業管理室及び人事総務部担当、現在に至る。

取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、経営企画部担当として当社グループの事業再生計画の策定・実行をリードし、2020年度中期経営計画の推進及び2023年度中期経営計画の策定の中枢を担っております。今後のグループ戦略の統括及び構造改革の総仕上げのために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数
2,400株
取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
19回/19回
(100%)

候補者番号 4

まつ ばら けい ご
松原 圭吾

(1955年12月10日生)

再任



略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 三井物産(株)入社
2007年 4月 同社業務プロセス管理第一部長
2009年 4月 同社財務統括部長
2011年 4月 同社経理部長
2012年 4月 同社執行役員経理部長、CFO補佐
2015年 4月 同社常務執行役員、CFO
2015年 6月 同社代表取締役、常務執行役員、CFO

2017年 4月 同社代表取締役、専務執行役員、CFO
2018年 4月 同社取締役
2018年 6月 同社顧問
2019年 3月 当社顧問
2019年 6月 取締役、副社長、社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当、現在に至る。
2020年 1月 代表取締役、現在に至る。

取締役候補者とした理由

松原圭吾氏は、総合商社の経営者としての経験に基づく豊富な見識、並びに財務・経理業務の経験により培われた卓越した専門知識を活かし、当社グループの財務体質の改善に取り組んでおります。さらなる財務体質の強化及び今後の財務戦略を推進するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数
3,900株
取締役在任期間
3年
取締役会出席状況
19回/19回
(100%)

候補者番号 5

た な か と し か ず
田 中 稔 一

(1945年2月7日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
2,000株
社外取締役在任期間
7年
取締役会出席状況
19回/19回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月 東洋高圧工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社
1999年 6月 三井化学(株)取締役、基礎化学品事業本部
フェノール事業部長
2003年 6月 同社常務取締役、基礎化学品事業グルー
プ副事業グループ長
2004年 6月 同社基礎化学品事業グループ長
2005年 6月 同社代表取締役副社長、基礎化学品事業
グループ長
2007年 4月 同社基礎化学品事業本部、経営企画部、
グループ経営推進部、支店及び海外統括
会社担当

2009年 6月 同社代表取締役社長
2014年 4月 同社取締役
2014年 6月 同社相談役
2015年 6月 当社社外取締役、現在に至る。
2018年 6月 三井化学(株)顧問
2020年 6月 同社名誉顧問、現在に至る。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中稔一氏は、長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しております。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、引き続き社外取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

三井化学(株)名誉顧問

独立性に関する事項

田中稔一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（以下「独立性基準等」という）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定ではありません。

同氏が現在名誉顧問を務め、過去において業務執行者であった三井化学(株)との間には、機械類の販売等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼさずような重要性はありません。

候補者番号 6

は が よ し お
芳賀 義雄

(1949年12月24日生)

再任

社外

独立役員



略歴、当社における地位及び担当

1974年 4月	十條製紙(株)入社	2008年 5月	日本製紙連合会会長
1995年 7月	日本製紙(株)石巻工場原質部長	2008年 6月	(株)日本製紙グループ本社代表取締役社長、 日本製紙(株)代表取締役社長
2002年 6月	同社参与/小松島工場長	2013年 4月	日本製紙(株)代表取締役社長、社長執行役員
2005年 6月	同社取締役企画本部長、経営企画部長、 (株)日本製紙グループ本社取締役	2014年 6月	同社代表取締役会長
2006年 4月	日本製紙(株)常務取締役企画本部長	2019年 6月	同社特別顧問
2006年 6月	(株)日本製紙グループ本社取締役	2020年 6月	当社社外取締役、現在に至る。
2007年 6月	同社取締役企画本部長	2021年 6月	日本製紙(株)特別顧問退任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

芳賀義雄氏は、長年、大手製紙会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しております。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

芳賀義雄氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

所有する当社の株式数
0株
社外取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
19回/19回
(100%)

候補者番号

7

ながた はるゆき

永田 晴之

(1963年2月20日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	(株)三井銀行入行	2019年 4月	(株)三井住友フィナンシャルグループ執行役専務
2011年 4月	(株)三井住友フィナンシャルグループ財務部長	2019年 6月	同社取締役、執行役専務
2013年 4月	(株)三井住友銀行執行役員	2021年 4月	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役、執行役専務退任
2015年 4月	同行常務執行役員		(株)三井住友銀行取締役退任
2016年 4月	(株)三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員		同行専務執行役員退任
2018年 3月	(株)三井住友銀行取締役兼常務執行役員	2021年 6月	室町殖産(株)代表取締役社長、現在に至る。
2018年 4月	同行取締役兼専務執行役員		室町建物(株)代表取締役社長、現在に至る。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永田晴之氏は、長年、大手金融機関グループにおいて財務、リスク管理、内部監査等の業務に携わるとともに、経営者としての豊富な知識と実績を有しております。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、新たに社外取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

室町殖産(株)代表取締役社長
室町建物(株)代表取締役社長

独立性に関する事項

永田晴之氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（以下「独立性基準等」という）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- 同氏は2021年4月まで、(株)三井住友銀行及びその親会社である(株)三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありました。当社は、(株)三井住友銀行との間には、2022年3月31日現在493億80百万円の借入れがあり、同行は当社の株式の一部を保有しております。しかしながら、当社の借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出しておらず、また、同氏は同行の業務執行者を退任して1年以上が経過していることから、独立性基準等には抵触せず、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。なお、当社は、(株)SMB C キャピタルパートナーズ（(株)三井住友銀行の100%子会社）を業務執行組合員とするファンドであるSMB C C P 投資事業有限責任組合1号との間で、投資契約を締結しており、本総会で必要な承認が得られることを条件に、同ファンドを割当先として、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行する予定です。また、当社は、2022年3月31日の取締役会決議に基づき、SMB C 日興証券(株)（(株)三井住友フィナンシャルグループの100%子会社）を割当先として、第三者割当の方法により第1回行使価額修正条項付新株予約権を発行するとともに、当該新株予約権の行使に関し、同社とファシリティ契約（行使停止指定条項付、ターゲット・プライス条項付）を締結しております。
- 同氏は現在、室町殖産(株)及び室町建物(株)の業務執行者であります。当社は室町殖産(株)の株式を保有しておりますが、その比率は発行済株式総数の5%であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、田中稔一氏及び芳賀義雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で締結している当該契約を継続するとともに、永田晴之氏との間でも同内容の契約を新たに締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任又は選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期中に当該保険契約について更新を予定しております。

＜ご参考1＞当社役員等の指名に関する方針

取締役及び監査役候補者の選任にあたりましては、社長の諮問機関として任意の人事諮問委員会を設置してありましたが、経営陣幹部・取締役の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化するため、従前の人事諮問委員会に代わるものとして、2022年4月1日付で任意の指名委員会（取締役会の諮問機関）を設置しました。なお、第7号議案記載の取締役候補者7名の選任議案は、従前の人事諮問委員会による確認の手続きを経て取締役会に付議されております。

指名委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任基準及び人事案の討議・答申を行います。また、同委員会は監査役候補者が監査役会の定める要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の答申及び確認を経た後、取締役候補者の選任議案については取締役会に付議し、監査役候補者の選任議案については監査役会の同意を得た上で、取締役会に付議いたします。同委員会は、取締役会が任命する独立社外取締役2名、社長及び取締役1名の計4名を構成員とし、取締役会が定める独立社外取締役1名を委員長としています。

＜ご参考2＞社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（2015年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以上

(×毛欄)

A series of horizontal dotted lines for writing.

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大がピークアウトしつつあり経済活動が本格再開する中、ウクライナ危機の発生により、市況価格のさらなる高騰等、先行き不透明な状況にあります。米国では経済活動の再開に伴う需要の高まりによる供給不足でインフレが継続し、欧州でも各国政府が行動制限の緩和を進めているものの、ウクライナ情勢の緊迫化により景況感に悪化の兆しが見え始めております。中国では環境保全や不動産投資に対する政府の規制強化と感染拡大阻止に向けた厳しい行動制限等を背景に経済活動は減速傾向にあります。

一方、国内経済においても、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の進展により、経済活動に回復の兆しが見られましたが、原材料価格や原油価格の高騰、急激な為替変動など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社の持分法適用関連会社である三井海洋開発株式会社が、コロナ禍に端を発する各種工程の遅延等を背景として当期の業績予想を大幅に下方修正いたしました。同社業績予想の修正を受け、当社も連結決算において多額の持分法による投資損失を計上する見込みとなり、当社通期業績予想を下方修正いたしました。この事態打開のため、現在進めている「三井E&Sグループ 事業再生計画（事業再生計画）」（2019年5月に策定、2019年11月に一部見直し）の早期完遂、財務体質・収益体質の健全化、及び「2020年度中期経営計画（20中計）」（2020年8月に策定）に示す成長戦略の推進を最優先に取り組んでおります。

事業再生計画においては、2021年10月1日付で、「三井E&S造船株式会社の子会社事業等（同日付で三菱重工マリタイムシステムズ株式会社に商号変更）の譲渡」及び、「三井E&S造船株式会社の商船事業の一部株式譲渡」、2022年1月11日付で「四国ドック株式会社の株式持分全ての譲渡」、2022年4月1日付で「株式会社MESファシリティーズ（同日付で株式会社NHファシリティーズに商号変更）の株式譲渡」がそれぞれ完了しました。また、財務体質の健全化及び成長投資のための資本対策として、2022年3月31日付で、「第三者割当によるA種優先株式の発行」及び、「第三者割当による第1回行使価額修正条項付新株予約権の発行」により、合計約170億円の資金調達を行うことを公表し、2022年4月18日付で、「第1回行使価額修正条項付新株予約権」の発行価額の全額の払込が完了しました。

さらに、当社グループは、今後の成長と収益力向上のために事業と経営との距離を縮め、一体となり戦略立案・実行スピードを上げることを目的として、2023年4月1日付で純粋持株会社体制を解消することを決定し、株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスと、2022年3月31日付で吸収合併契約を締結しました。また、本吸収合併後の当社は、2022年6月28日開催予定の第119回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、2023年4月1日付で商号を「株式会社三井E&S」に変更する予定です（2022年3月31日公表）。

このように、事業再生計画に一定の目途が付けられる状況に至りましたが、一方で、当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化したことを踏まえ、「2023年度中期経営計画（23中計）」を1年前倒しし、2022年度からスタートすることを、2022年5月13日付で公表しました。23中計に示す成長戦略の一環と

して、コア事業である船用推進エンジン事業の、開発・生産・アフターサービス強化のため、2022年3月31日付で、「株式会社IHI原動機の船用大型エンジン及びその付随事業の承継に関する基本合意書」を株式会社IHIと締結しました。

当社グループでは、2022年度を、事業再生計画の仕上げと、成長戦略の遂行に向けた土台固めと位置づけ、事業再生計画における各施策の完遂と、20中計及び23中計に示す戦略を実行・加速することで、新生三井E&Sグループの企業価値向上に取り組んでまいります。

連結業績ハイライト

売上高	5,794億円 (前期比 10.1%減)	営業損益	△100億円
経常損益	△257億円	親会社株主に帰属する 当期純損益	△218億円

当期の連結受注高は、連結子会社の株式売却に伴い連結範囲から外れたことにより、前期と比べて656億円減少の5,111億円となりました。売上高は、船舶部門において新造船工事の減少及び、エンジニアリング部門において連結子会社の売却等により653億円減少の5,794億円となりました。営業損失は、エンジニアリング部門において期末の為替相場の影響により引当済みの外貨建て費用が一時的に増加したことなどにより、100億円（前期は122億円の営業損失）となりました。経常損失は、営業損失の計上及び持分法による投資損失を計上したことなどにより、257億円（前期は82億円の経常損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、経常損失の計上及び法人税等調整額（借方）の計上により、218億円（前期は1億円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

報告セグメントの状況は次のとおりです。なお、事業再生計画に伴う所管変更により、当期より艦船・航空機用特殊機器の販売・維持管理を行う三井造船特機エンジニアリング株式会社、船舶・海洋関連の研究開発を行う株式会社三井造船昭島研究所、船舶の製造・修理・改造などを行う四国ドック株式会社、ガス関連エンジニアリングを行うTGE Marine Gas Engineering GmbH社を、「船舶」セグメントから「その他」セグメントへ、グループ共有の機能分担会社となったDASH ENGINEERING PHILIPPINES, INC.社を、「エンジニアリング」セグメントから「その他」セグメントへそれぞれ変更しております。前期との比較は変更後の区分に基づいて記載しております。


企業集団のセグメント別売上状況

その他

構成比： **11.5%**
売上高： **666億円** (前期比31.0%減)

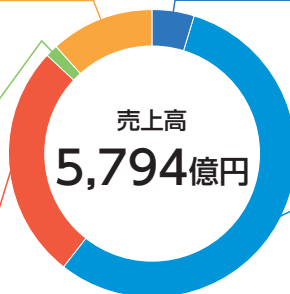
エンジニアリング

構成比： **1.3%**
売上高： **76億円**
(前期比80.0%減)



機械

構成比： **26.5%**
売上高： **1,537億円**
(前期比3.3%減)

船舶

構成比： **4.9%**
売上高： **281億円**
(前期比53.3%減)



海洋開発

構成比： **55.8%**
売上高： **3,233億円**
(前期比11.2%増)



▶ 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

区分	主要営業品目
船舶	船舶、高速旅客船、海洋構造物、水中機器、設計エンジニアリングサービス、船舶関連装置・機器、鉄鋼構造物
海洋開発	浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備
機械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、誘導加熱装置、造波装置
エンジニアリング	発電事業、海外土木・建築工事全般
その他	陸上用ディーゼル発電プラント、情報・通信関連機器、システム開発、ガス関連エンジニアリング、艦船・航空機用特殊機器

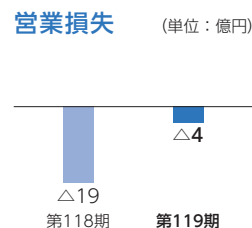
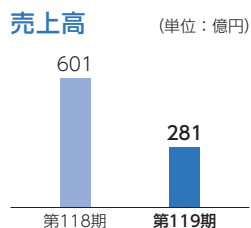
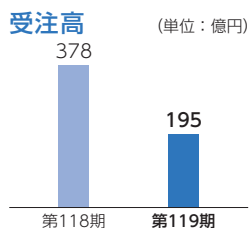
船舶部門



2021年度の取り組み

- 艦艇事業等を三菱重工業(株)へ譲渡並びに常石造船(株)から出資を受け入れ、三井E&S造船(株)は設計開発力の強みを生かしたファブレス事業をスタート
- 設計のライセンス供与、環境対応船の開発・設計受託業務などの営業活動を展開
- 船舶向けのDX技術を応用した船舶運航や保守の支援サービスの営業活動を開始

連結の受注高は、新造船の受注が低調であったことなどにより、前期と比べて183億円減少の195億円となりました。売上高は、新造船工事の減少などにより、前期と比べて320億円減少の281億円となり、営業損失は、不採算工事の減少などにより、前期と比べて15億円改善の4億円となりました。



TOPICS 3隻の就航船による自動航海実証実験の成功

三井E&S造船(株)は、公益財団法人日本財団の無人運航船プロジェクト「MEGURI2040」において、2つのコンソーシアムに参画しています。同社は就航船3隻への自動・自律操船システムの開発と搭載を担当し、それぞれの自動航海の実証試験に成功しました。

実証試験に用いられたのは、大型カーフェリー「さんふらわあしれとこ」、内航コンテナ船「みかげ」、観光客船「シーフレンドゼロ」の3隻です。特に、「さんふらわあしれとこ」を用いた試験は、苫小牧港から大洗港の約750kmを約18時間で自動航海し、これまで行われた実証試験としては世界最長距離・最長時間のものであります。当社は、自動・自律制御技術とDX技術を活かし、「海上交通の安全性向上」と「船員の労働負担低減」に貢献していきます。



実証試験に向けた自律操船システムのシミュレータによる検証

海洋開発部門

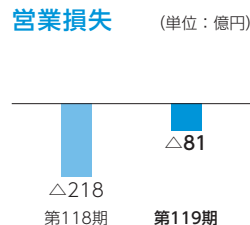
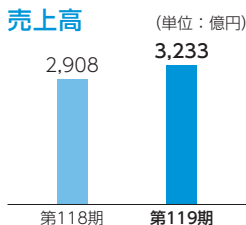
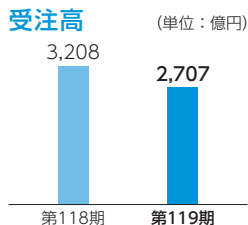


2021年度の取り組み

- 多額の損失を計上（投資減損・将来見込み修繕費の引当・建造追加工事費の引当）
- エクイノール社 ブラジル沖合バカリャウ鉱区向けFPSOの正式契約発効
- 株式の一部売却により三井海洋開発(株)を連結子会社から持分法適用関連会社へ変更

F P S O（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）等の事業を担う三井海洋開発株式会社及びその連結子会社は、持分の減少に伴い、第3四半期末より持分法適用関連会社に変更となっております。そのため、受注高、売上高、営業損益の認識は連結子会社であった第3四半期までとなり、第4四半期以降の損益は持分法投資損益として連結数値に反映しております。

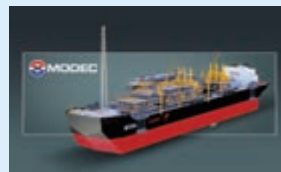
連結の受注高、売上高及び営業損失の9か月実績は、それぞれ、前期と比べて501億円減少の2,707億円、325億円増加の3,233億円、137億円改善の81億円の損失となりました。同社グループに係る持分法投資損益は、新型コロナウイルス感染拡大による建造工事の収益率の低下や、進捗の遅れ等による追加費用が生じたこと、チャーターサービスを提供するF P S Oの操業停止及び修繕費の発生などにより、167億円の損失となりました。



TOPICS ブラジル沖合プレソルト層バカリャウ鉱区向けF P S Oの建造プロジェクトが正式契約発効

当社子会社であった三井海洋開発(株)（2021年11月25日以降は当社の持分法適用関連会社）は、北欧最大のエネルギー企業であるエクイノール社より、ブラジル沖合バカリャウ鉱区向けF P S Oを2020年1月に受注しておりましたが、エクイノール社が鉱区のF I D（最終投資決定）を行ったことに伴い、2021年6月に本F P S OのE P C I（設計から機器購入、建造、据付までの一括工事）契約が正式に発効しました。

三井海洋開発(株)は、本F P S OのE P C Iを請け負い、2024年に予定される原油及びガスの生産開始に向け、エクイノール社に本F P S Oを引き渡すとともに、その後1年のオペレーション&メンテナンス（運転・保守点検）を行う予定です。なお、本F P S Oは、鉱区開発権の存続期間が満了する2053年まで稼働する予定となっております。



本F P S Oの完成予想イラスト

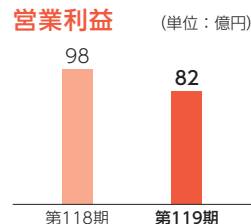
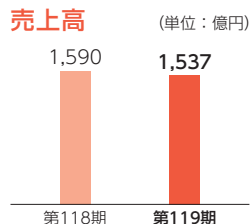
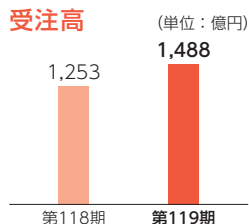
機械部門



2021年度の取り組み

- 大型船用ディーゼル機関 122基（267万馬力）を生産
- 将来の排出ガスゼロに対応可能な「ニア・ゼロ・エミッショントランステーナ」の需要が堅調
- 機械による社会インフラの点検が認可され、当社グループのトンネル探査車が対象機種に選定
- アフターサービス事業はディーゼル部品や国内クレーンの更新工事が堅調に推移

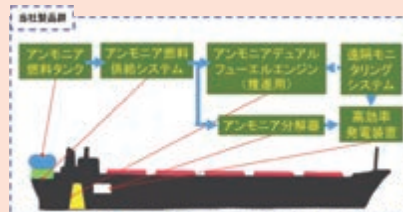
連結の受注高は、各事業において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う投資抑制が解消されつつあることを受け、前期と比べて234億円増加の1,488億円となりました。売上高は、主に船用ディーゼル機関の前期の受注高減少に伴う出荷台数減少などにより、前期と比べて53億円減少の1,537億円となり、営業利益は、売上高の減少などにより前期と比べて17億円減少の82億円となりました。

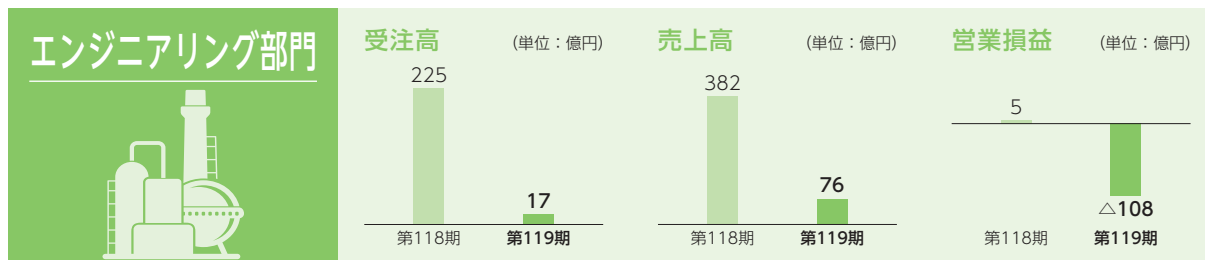


TOPICS アンモニアを用いたゼロ・エミッション船舶の実現に向けた技術開発

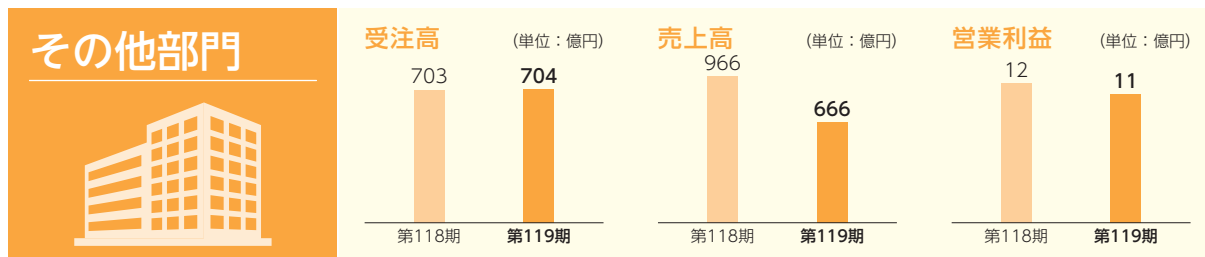
(株)三井E&Sマシナリーは、国際海事機関が掲げる温室効果ガス（GHG）削減戦略の達成に向け、アンモニアを用いたゼロ・エミッション船舶の早期開発・社会実装を目指してまいります。

- (1) アンモニア燃料船の開発プロジェクト
伊藤忠商事(株)、川崎汽船(株)、NSユナイテッド海運(株)、日本シップヤード(株)と共同で、「グリーンイノベーション基金事業/次世代船舶の開発プロジェクト」(NEDO公募)へ参画し、アンモニア燃料船の燃料タンク、供給システム、主機関連の技術開発及び実証運航の役割を担います。
- (2) アンモニア燃料電池の船舶応用に向けた技術開発
令和3年度交通運輸技術開発推進制度(国交省公募)の新規研究課題に採択された研究開発業務として、船用発電装置用にアンモニアを分解し水素を取り出す技術の開発に取り組みます。





連結の受注高は、前期に環境関連事業の子会社を譲渡した影響などにより、前期と比べて208億円減少の17億円となりました。売上高は、新規受注を控えた影響に加え連結子会社の減少により前期と比べて306億円減少の76億円となり、営業利益は、引当済みの外貨建て費用が期末の為替相場により一時的に増加したことなどにより、前期と比べて113億円悪化し108億円の損失となりました。



連結の受注高は、前期と比べて2億円増加の704億円に、売上高は、陸上用ディーゼル発電プラントの減少及び前期に橋梁事業子会社等を譲渡した影響などにより、前期と比べて300億円減少の666億円となり、営業利益は、前期とほぼ同額の11億円となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

区 分	受注高	売上高	受注残高
船 舶	19,521	28,088	7,991
海 洋 開 発	270,697	323,322	-
機 械	148,769	153,736	90,443
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	1,652	7,629	20,844
そ の 他	70,449	66,586	129,354
計	511,089	579,363	248,634

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は90億円であり、その主な内容は、F P S O用デジタルライゼーション開発費用、コンプレッサ総合組立工場の新設工事などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、短期借入金283億円、長期借入金155億円などの調達を行い、短期借入金及び長期借入金の約定弁済、社債の償還、運転資金等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	49,380百万円
三井住友信託銀行株式会社	31,465
株式会社みずほ銀行	6,622

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第116期 (2018年度)	第117期 (2019年度)	第118期 (2020年度)	第119期 (2021年度)
受 注 高 (百万円)	710,127	996,848	576,668	511,089
売 上 高 (百万円)	656,504	786,477	644,686	579,363
営業損失 (△) (百万円)	△59,703	△62,079	△12,243	△ 10,029
経常損失 (△) (百万円)	△50,502	△60,457	△8,223	△ 25,742
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△69,599	△86,210	134	△ 21,825
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△861.09	△1,066.47	1.67	△ 269.94
総 資 産 (百万円)	999,100	840,380	759,029	409,150
純 資 産 (百万円)	280,239	105,355	88,480	62,949
1株当たり純資産 (円)	1,973.91	796.36	793.54	706.06

- (注) 1. 第119期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第119期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 第119期において、連結子会社であった三井海洋開発株式会社は国際財務報告基準(IFRS)を適用しており、第118期につきましてもIFRSに準拠した同社数値に基づき記載しております。
3. 三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、同社及び同社の連結子会社を第119期の第3四半期までは連結子会社として、第4四半期は持分法適用関連会社として取り扱っております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、エンジニアリング事業の海外大型EPC（設計・調達・建設）プロジェクトの損失により、財務基盤が大きく毀損したことから、この回復を最優先課題としてまいりました。また、造船事業やエンジニアリング事業など、不採算事業からの撤退や新たな収益の柱となる成長事業の育成を進めています。このような状況のもと、当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼回復に向け「三井E&Sグループ 事業再生計画（事業再生計画）」に加え、「2023年度中期経営計画（23中計）」を1年前倒しでスタートさせ、2022年度は事業再生計画の仕上げと、成長戦略の遂行に向けた土台固めに取り組んでまいります。具体的には以下のとおりです。

（財務体質及び収益体質の強化）

事業再生計画に基づく、事業や資産売却の実行に加え、財務体質の健全化及び成長資金確保のため、2022年3月31日付で、合計約170億円の資本対策を行うことを公表しました。さらに、23中計では、「事業再生計画の仕上げ」、「成長戦略」、「機能戦略」を基本方針とした戦略を掲げ、成長戦略による売上規模拡大と収益安定化を図り、財務体質のさらなる改善に努めます。

（成長戦略の推進）

23中計では、「マリン領域を軸に、当社グループの中核事業である船用推進事業、港湾物流事業を「グリーン」と「デジタル」の切り口で発展させる」ことを成長戦略の柱としております。具体的な施策は次のとおりです。

①コア事業の強化

コア事業を「船用推進」「港湾物流」「保守・探査」と明確にし、コア事業を軸に収益力強化を進めてまいります。この一環として、2022年3月31日付で、「株式会社IHI原動機の船用大型エンジン及びその付随事業の承継に関する基本合意書の締結」を公表し、コア事業である「船用推進」の、船用大型機関の開発・生産・アフターサービス強化を進めてまいります。

②収益モデルの変革

コア事業である「船用推進」「港湾物流」の各事業を、「グリーン戦略」と「デジタル戦略」により、さらなる強化を進めてまいります。

グリーン戦略では、当社環境対応製品のエンジニアリングに注力し、脱炭素関連製品提供を進めてまいります。また、デジタル戦略では、当社サービス網とデジタル技術の掛け合わせによるサービス開発により、海上輸送と港湾荷役の連携など強みを持つ分野で、デジタル技術を活用したサービスを提供してまいります。

(サステナビリティ課題の取り組み)

気候変動や人口縮小社会の到来は、当社事業にも重要な経営課題と認識し、当社事業へのリスクと機会を踏まえ、戦略マテリアリティを、「脱炭素社会の実現」と「人口縮小社会の課題解決」と設定いたしました。この戦略マテリアリティに向け、中長期の目標を掲げ、取り組みを推進してまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三井E&S造船株式会社	100 百 万 円	51.0%	設計エンジニアリングサービス、船用機器、操船システム、DX・モニタリング、技術支援など
株式会社三井E&Sマシナリー	2,020 百 万 円	100.0	船用ディーゼル機関、各種産業機械、運搬機の製作、据付、アフターサービスなど
株式会社三井E&Sエンジニアリング	100 百 万 円	100.0	プラントなどの設計、調達、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務など
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.3	ガスコンプレッサ、空気コンプレッサ、関連周辺機器などの製造販売
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	170 百 万 DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設、操業及び保守点検
三井E&Sシステム技研株式会社	720 百 万 円	100.0	システムの開発、販売

- (注) 1. DKK…デンマーククローネ
 2. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
 3. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む計52社であり、持分法適用関連会社は65社であります。
 4. 三井海洋開発株式会社は、株式の一部売却に伴い連結の範囲から除外しております。
 5. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(8) 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

1 当社

会社名	住 所
株式会社三井E&Sホールディングス	東京都中央区

2 子会社

会社名	住 所
三井E&S造船株式会社	(本社) 東京都中央区 (事務所) 岡山県玉野市、千葉県市原市
株式会社三井E&Sマシナリー	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、大分県大分市
株式会社三井E&Sエンジニアリング	(本社) 東京都中央区
株式会社加地テック	(本社) 大阪府堺市
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	(本社) デンマーク国
三井E&Sシステム技研株式会社	(本社) 千葉県千葉市

(注) 三井海洋開発株式会社は、株式の一部売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

1 企業集団の従業員数

部 門	従業員数
船 舶	478名
海 洋 開 発	—
機 械	3,003
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	25
そ の 他	3,122
全 社 (共 通)	37
合 計	6,665

- (注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 当事業年度より事業部門を変更したため、前事業年度比増減については、前事業年度の数値を変更後の事業部門に組み替えて比較した人数を記載しております。
3. 船舶部門が前事業年度末に比べて718名減少していますが、その主な要因は連結子会社である三井E&S造船株式会社における艦艇事業等の譲渡によるものです。
4. 海洋開発部門は、前事業年度末に比べて4,781名減少していますが、その主な要因は連結子会社であった三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、同社及び同社の連結子会社を持分法適用関連会社に変更し、連結の範囲から除外したことによるものです。
5. エンジニアリング部門が前事業年度末に比べて603名減少していますが、その主な要因は連結子会社であった三井E&S環境エンジニアリング株式会社の株式譲渡に伴い、連結の範囲から除外したことによるものです。

2 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	1名減少	47.0歳	21.0年

- (注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- イ. 当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sエンジニアリングは、2021年4月1日付で、三井E&S環境エンジニアリング株式会社（株式会社三井E&Sエンジニアリング100%出資の子会社）に、環境エンジニアリング事業に関する権利義務を吸収分割の方法により承継させた上で、同社の全株式をJFEエンジニアリング株式会社に譲渡しました。
- ロ. 当社は、2021年10月1日付で、当社100%出資の子会社である三井E&S造船株式会社の艦艇事業等を、吸収分割の方法により当社100%出資の子会社であるMM艦船事業分割準備株式会社に承継させた上で、同社の全株式を同日付で三菱重工業株式会社に譲渡しました。
また、当社は、同日付で、当社の保有する三井E&S造船株式会社（艦艇事業等を除く）の株式の49%を常石造船株式会社に譲渡しました。
- ハ. 当社は、2021年11月25日付で、当社の保有する三井海洋開発株式会社の株式の一部（発行済株式総数の1.00%）を売却しました。
- ニ. 当社は、2022年1月11日付で、当社が保有していた四国ドック株式会社の全株式（発行済株式総数の49.5%）を譲渡しました。
- ホ. 当社は、2022年3月31日付で、株式会社IHIと、同社100%出資の子会社である株式会社IHI原動機の船用大型エンジン及びその付随事業を承継することの協議及び検討を開始することについて、基本合意書を締結しました。
- ヘ. 当社は、2023年4月1日付で純粋持株会社体制を解消し、事業持株会社体制へ移行することを目的として、2022年3月31日付で、当社を存続会社とし、当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを消滅会社とする吸収合併契約を両社と締結しました。当該吸収合併の効力発生日は、2023年4月1日を予定しております。
また、2022年6月28日開催予定の第119回定時株主総会において定款一部変更の承認決議がなされることを条件として、当社は、上記吸収合併の効力発生と同時に、商号を「株式会社三井E&S」に変更する予定です。
- ト. 当社は、2022年4月1日付で、当社100%出資の子会社である株式会社MESファシリティーズに、自動車教習所運営事業に関する権利義務を吸収分割の方法により承継させた上で、同社の全株式を日本ハウズイング株式会社に譲渡しました。

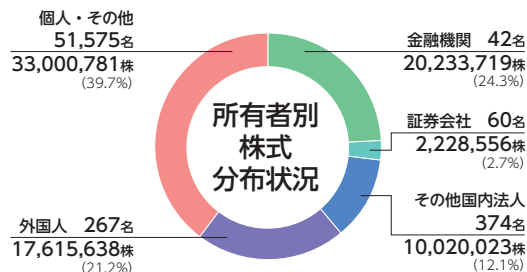
2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 150,000,000株

2 発行済株式の総数 普通株式 83,098,717株
(資本金の額 44,384,954,321円)

3 株 主 数 52,318名

4 大 株 主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,807千株	10.89%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,986	3.69
今治造船株式会社	2,900	3.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,646	3.27
三井物産株式会社	2,550	3.15
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	2,348	2.90
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,331	2.88
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.	1,893	2.34
大樹生命保険株式会社	1,600	1.97
株式会社三井住友銀行	1,364	1.68

- (注) 1. 当社は、2,239,251株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口) の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	(CEO、エンジニアリング事業管理室及び成長事業推進室担当)	岡 良 一	—
代表取締役副社長	(社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当)	松 原 圭 吾	—
取締役	(CISO、経営企画部担当)	松 村 竹 実	—
取締役	(CCO、監査法務部及び人事総務部担当)	高 橋 岳 之	—
取締役		田 中 稔 一	三井化学(株)名誉顧問
取締役		芳 賀 義 雄	—
常勤監査役		塩 見 裕 一	—
常勤監査役		田 口 昭 一	—
監査役		田 中 浩 一	(株)ホンダトレーディング 社 外 監 査 役
監査役		上 野 誠 一	—

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
 2. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
 3. CISO：情報セキュリティ統括責任者（Chief Information Security Officer）
 4. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
 5. 取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄は、社外取締役であります。
 6. 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、社外監査役であります。
 7. 当社は、取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 8. 当事業年度中及び当事業年度終了後における取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。なお、取締役高橋岳之は、2021年11月25日付で、三井海洋開発(株)が当社の子会社から持分法適用関連会社となったことにより、同社の社外取締役となっております。

氏名	兼職先の名称	兼職の内容	摘要
岡 良 一	三井海洋開発(株)	社外取締役	2022年4月1日就任
高 橋 岳 之	三井海洋開発(株)	社外取締役	2022年3月29日退任
芳 賀 義 雄	日本製紙(株)	特別顧問	2021年6月29日退任
田 中 浩 一	AIGジャパン・ホールディングス(株)	社外取締役	2021年6月30日退任

9. 監査役塩見裕一は、当社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 10. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 11. 取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

<ご参考>

・取締役の担当（2022年4月1日現在）

地 位	担 当	氏 名
取 締 役 会 長		岡 良 一
代 表 取 締 役 社 長	(CEO、CCO、全般統括、成長事業推進室及び監査法務部担当)	高 橋 岳 之
代 表 取 締 役 副 社 長	(社長補佐、CSO、CISO、エンジニアリング事業管理室、経営企画部及び人事総務部担当)	松 村 竹 実
代 表 取 締 役 副 社 長	(社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当)	松 原 圭 吾
取 締 役		田 中 稔 一
取 締 役		芳 賀 義 雄

(注) CSO：戦略統括責任者 (Chief Strategy Officer)

2 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬及び業績連動報酬（株価連動報酬・利益連動報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、月例報酬のみを支払う。

2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準・当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

3. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、以下の2項目とする。

・ 株価連動報酬

株価を反映した現金報酬とし、基準月俸2ヶ月分の報酬基礎額を在任期間中毎年積み立てる。退任後1年を経過した年に支給を開始し、年1回一定の時期に在任期間と同期間支給する。支給額は、支給年に対応する在任年6月最終営業日の株価により支給年6月最終営業日の株価を除いた値を、対応する在任年の報酬基礎額に乗じた額とする。

・ 利益連動報酬

業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給する。算出根拠となる連結ROICの値は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会に報告する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

月例報酬、株価連動報酬、利益連動報酬の割合については、役位によらず一定の構成とする。月例報酬と株価連動報酬の報酬基礎額の合計に対し、利益連動報酬は、その0%から50%の間で変動する。代表取締役社長は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

5. 代表取締役社長への委任

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長 岡 良一 がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を経るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。

6. 上記の他報酬等の決定に関する事項

当社の取締役の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置している。同委員会は、独立社外取締役2名、及び代表取締役社長の計3名で構成され、独立社外取締役を委員長としている。

(注) 報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化するため、報酬諮問委員会（社長の諮問機関）に代わるものとして、2022年4月1日付で任意の報酬委員会（取締役会の諮問機関）を設置しました。同委員会は、独立社外取締役2名、及び代表取締役社長の3名で構成され、独立社外取締役を委員長としております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	利益連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	118 (18)	118 (18)	－ (－)	7名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	68 (19)	68 (19)	－ (－)	5名 (2)
合 計	186	186	－	12名

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は4名です。
4. 在任中の取締役に対する株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。
なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の月例報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況等を勘案しつつ各取締役の業績について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。
6. 上記のほか、退任された取締役5名に対して、在任時の株価連動報酬額7百万円を支給しております。

ハ. 利益連動報酬に関する事項

利益連動報酬にかかる業績指標は、当社の経営戦略に即した基準である連結投下資本利益率（ROIC）とし、経営効率を高め、また報酬と業績の連動性を高めることを目的としております。また、ROICの実績は△2.9%でありました。

3 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査役田中浩一は、株式会社ホンダトレーディングの社外監査役を兼任しております。当社は、株式会社ホンダトレーディングとの間には特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - (イ) 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
田中 稔一	19回中19回 (100%)	出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会委員長及び人事諮問委員会委員を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。
芳賀 義雄	19回中19回 (100%)	出席した取締役会においては、大手製紙会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会委員及び人事諮問委員会委員を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。

(注) 当社は、2022年4月1日付で、社長の諮問機関である任意の報酬諮問委員会及び人事諮問委員会に代わり、取締役会の諮問機関である任意の報酬委員会及び指名委員会を設置しております。取締役田中稔一は、報酬委員会及び指名委員会の委員長を、取締役芳賀義雄は、両委員会の委員をそれぞれ務めております。

(ロ) 社外監査役

氏名	出席状況		取締役会及び監査役会における発言状況
	取締役会	監査役会	
田中 浩一	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。
上野 誠一	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	267百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 上記の当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、第3四半期連結会計期間に連結の範囲から除外した三井海洋開発株式会社が支払うべき9ヶ月分の金額を含んでおります。

③ 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。直近では2022年3月31日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議しました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- 2) 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- 3) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- 4) 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- 2) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は対象事案の担当取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- 3) 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。主要な子会社においては「リスク管理検討会議」を設置し、個社で自主リスクチェックを行い、その結果も踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行う。
- 4) 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ内部監査部門の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- 2) 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- 3) 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当社グループの目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制については、「グループコンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
- 2) 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社監査法務部長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- 4) コンプライアンス体制については、内部監査部門の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 5) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- 2) 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」他の社内規程に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。

- 3) 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、内部監査部門の独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 4) コンプライアンスについては、「グループコンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- 5) 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
- 6) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- 2) 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役の職務の執行を補助する。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
- 2) 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

9 監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ① 経営会議体規程に基づき監査役は経営会議等に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
 - ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - ④ 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

- ②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
- ③監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役会が要求した場合は、監査役の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- 2) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2021年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

1 内部統制システム

- イ. 当社ではCEOの指示に従い全社的な「内部統制システム」を構築するために、経営企画部担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。同委員会はリスク管理に特化した委員会であり、実効性のあるリスク管理の実践に努めております。
- 2021年度において同委員会を2回開催し、経営諸活動全般に係るリスクについて評価しております。同委員会での評価結果に基づき、個別のリスク対応策を実行しました。
- 一方、「内部統制システム構築の基本方針」に係る関連法令への対応、財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについては、同委員会に代わり経営企画部内に設置している内部統制室が、経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に適宜報告を行いました。

2 リスク管理体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。
- 重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」にて定期的にモニタリングを行いました。当期当社連結決算において損失計上の一因として、持分法適用関連会社の業績予想下方修正、為替影響などがあり、ガバナンス向上のための当該持分法適用関連会社への提言、タイムリーな為替予約によるリスクヘッジなど、改善策を講じております。
- ロ. 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。主要な子会社においては、個社に設置した「リスク管理検討会議」にて個社で自主リスクチェックを行いました。特に当社決裁を要する案件に関しては、個社の自主リスクチェックの結果を踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行い、リスク管理を行いました
- ハ. 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ内部監査部門が社内規程に基づき上記2ロ.の当社のリスクチェック実施状況を確認しました。また、この他にも年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。
- 二. 事業継続計画（BCP）については、緊急時に直ちに行動が起こせるよう適宜内容の見直しを行っております。

3 コンプライアンス体制

- イ. 「グループコンプライアンス運営規程」に基づき2021年度において「グループコンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、グループ横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。独占禁止法の遵守については、「グループコンプライアンス委員会」において、継続的に監視を徹底しております。
- ロ. 「企業行動規準」の遵守について、当社グループ新入社員に対するコンプライアンス研修を実施し、このほか、当社及び子会社の従業員に対するe-ラーニングによるコンプライアンス研修を実施するなど、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ. 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員などから相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

4 グループ管理体制

- イ. 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ. 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、上記2イ. の「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	409,150
流動資産	201,822
現金及び預金	51,762
受取手形、売掛金及び契約資産	78,563
商品及び製品	5,762
仕掛品	36,561
原材料及び貯蔵品	4,182
短期貸付金	17
その他	25,184
貸倒引当金	△ 213
固定資産	207,327
有形固定資産	118,338
建物及び構築物	26,712
機械装置及び運搬具	10,613
土地	70,077
リース資産	7,083
建設仮勘定	2,159
その他	1,691
無形固定資産	16,042
のれん	7,995
その他	8,046
投資その他の資産	72,946
投資有価証券	43,280
長期貸付金	2,129
退職給付に係る資産	10,916
繰延税金資産	2,670
その他	14,248
貸倒引当金	△ 299
資産合計	409,150

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	346,200
流動負債	288,510
支払手形及び買掛金	48,705
短期借入金	94,615
1年内返済予定の長期借入金	8,101
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	1,808
未払法人税等	1,381
前受金	328
契約負債	30,901
保証工事引当金	2,779
受注工事損失引当金	59,607
賞与引当金	4,478
その他	20,802
固定負債	57,690
社債	5,000
長期借入金	19,657
リース債務	6,496
繰延税金負債	3,176
退職給付に係る負債	5,865
事業構造改革引当金	1,357
資産除去債務	2,218
再評価に係る繰延税金負債	12,242
その他	1,674
〔純資産の部〕	62,949
株主資本	24,575
資本金	44,384
資本剰余金	18,132
利益剰余金	△ 33,278
自己株式	△ 4,663
その他の包括利益累計額	32,516
その他有価証券評価差額金	614
繰延ヘッジ損益	△ 5,959
土地再評価差額金	27,603
為替換算調整勘定	2,120
退職給付に係る調整累計額	8,137
新株予約権	123
非支配株主持分	5,733
負債及び純資産合計	409,150

▶ 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		579,363
売上原価		550,610
売上総利益		28,752
販売費及び一般管理費		38,782
営業損失		10,029
営業外収益		
受取利息	3,789	
受取配当金	117	
為替差益	1,211	
デリバティブ評価益	19	
その他	1,621	6,759
営業外費用		
支払利息	2,713	
支払手数料	3,821	
持分法による投資損失	14,645	
その他	1,291	22,471
経常損失		25,742
特別利益		
固定資産処分益	2,356	
投資有価証券売却益	41	
関係会社株式売却益	6,582	
特別修繕費回収額	1,316	
退職給付信託返還益	1,224	11,520
特別損失		
固定資産処分損	381	
減損損失	82	
投資有価証券売却損	136	
関係会社株式売却損	2,420	3,021
税金等調整前当期純損失		17,243
法人税、住民税及び事業税	3,373	
法人税等調整額	4,501	7,874
当期純損失		25,118
非支配株主に帰属する当期純損失		3,293
親会社株主に帰属する当期純損失		21,825

計算書類

▶ 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	321,220
流動資産	121,076
現金及び預金	31,854
受取手形	312
売掛金	751
仕掛品	0
原材料及び貯蔵品	5
前渡金	226
前払費用	5
短期貸付金	82,960
その他	5,647
貸倒引当金	△687
固定資産	200,144
有形固定資産	81,077
建物	9,687
構築物	3,636
ドック船台	210
機械及び装置	1,569
船舶	0
車両運搬具	0
工具器具備品	284
土地	65,147
リース資産	465
建設仮勘定	75
無形固定資産	302
特許権	5
ソフトウェア	238
その他	57
投資その他の資産	118,764
投資有価証券	2,398
関係会社株式	107,643
出資金	0
関係会社出資金	6,705
破産更生債権等	51
長期前払費用	3
前払年金費用	279
その他	1,745
貸倒引当金	△62
資産合計	321,220

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	295,337
流動負債	131,349
支払手形	101
買掛金	219
短期借入金	93,605
1年内返済予定の長期借入金	7,674
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	90
未払金	1,883
未払費用	707
未払法人税等	2
契約負債	0
前受金	0
預り金	12,052
賞与引当金	12
固定負債	163,987
社債	5,000
長期借入金	18,104
リース債務	423
関係会社事業損失引当金	123,880
特別環境保全費用引当金	780
事業構造改革引当金	1,357
繰延税金負債	118
再評価に係る繰延税金負債	12,241
資産除去債務	1,727
その他	353
〔純資産の部〕	25,883
株主資本	△2,140
資本金	44,384
資本剰余金	18,154
資本準備金	18,154
利益剰余金	△60,015
その他利益剰余金	△60,015
固定資産圧縮積立金	401
繰越利益剰余金	△60,417
自己株式	△4,663
評価・換算差額等	27,900
その他有価証券評価差額金	297
土地再評価差額金	27,603
新株予約権	123
負債及び純資産合計	321,220

▶ 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	7,388	
関係会社受取配当金	6,213	
その他の営業収益	1,684	15,285
営業費用		9,540
営業利益		5,744
営業外収益		
受取利息	2,015	
受取配当金	41	
その他	188	2,245
営業外費用		
支払利息	1,875	
社債利息	204	
支払手数料	3,618	
貸倒引当金繰入額	300	
その他	450	6,450
経常利益		1,540
特別利益		
固定資産処分益	2	
投資有価証券売却益	35	
関係会社株式売却益	1,121	1,159
特別損失		
固定資産処分損	107	
減損損失	27	
投資有価証券売却損	136	
投資有価証券評価損	2	
関係会社株式売却損	4,177	
関係会社株式評価損	5,321	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,071	
事業譲渡に係る移転損失	638	11,483
税引前当期純損失		8,783
法人税、住民税及び事業税	△1,436	
法人税等調整額	△24	△1,460
当期純損失		7,323

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内

部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

》 監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、子会社の本社及び主要な事業拠点等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社三井E&Sホールディングス 監査役会

常勤監査役	塩見裕	—	㊟
常勤監査役	田口昭	—	㊟
監査役	田中浩	—	㊟
監査役	上野誠	—	㊟

(注) 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(メモ欄)

A series of horizontal dotted lines for writing notes, starting below the header and extending to the bottom of the page.

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



三井E&S



■ 単元未満株式買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{当社に市場価格で売却}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{市場価格で売却}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{¥}} \\
 \text{現金化}
 \end{array}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることができる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{保有}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \boxed{40\text{株}} \\
 \text{40株を当社から市場価格で購入}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{100\text{株}} \\
 \text{単元株式 (100株)}
 \end{array}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、**午前9時15分**を予定しております。
 ※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、**ご遠慮**ください。

交通

JR線・銀座線 **「新橋」駅** —— 徒歩15分
 都営浅草線

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留(電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線 **「汐留」駅** —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線 **「築地市場」駅** - **A1** 又は **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線 **「築地」駅** —— 築地本願寺方面改札 **1番** 又は **2番** 出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。

※本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2頁記載の対策を実施させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様を安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mes.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。